

令和5年度

深川市教育委員会の活動状況
に関する点検・評価報告書

令和6年8月

深川市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	教育委員会の活動状況	
	1. 教育委員会の会議の開催状況	1
	2. 法規・規則等の制定状況	5
III	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要	
	1. 点検及び評価の実施方針	6
	2. 点検及び評価の結果一覧	8
	3. 点検及び評価結果の集計	8
IV	教育行政点検評価者の意見	10
資料1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	13
資料2	令和5年度教育行政方針	14
R5	事務事業点検評価シート	19

I はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

また、その際、客観性を確保する観点から、教育委員会以外の教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

深川市教育委員会は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、点検及び評価を行うにあたっては、「教育行政方針」に掲げる主要施策の推進に基づき実施する事務事業について点検・評価を行い、報告書を作成しました。

II 教育委員会の活動状況

1. 教育委員会の会議の開催状況

教育委員会議は原則として公開で、毎月1回の定例会と随時開催の臨時会を開催しています。

この会議において、教育長と4名の教育委員が教育行政の基本方針の決定、教育に関する規則・訓令の制定をはじめ様々な議題について審議します。

次に掲げる事項が、教育委員会議において議決が必要な事項で、それ以外の権限に属する事務は教育長に委任されています。

- (1) 教育行政の基本方針を定めること。
- (2) 委員会の所管に属する学校、公民館、図書館その他教育機関(以下「教育機関」という。)の設置及び廃止に関すること。
- (3) 委員会及び教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (4) 道費負担教職員の分限及び懲戒の内申に関すること。
- (5) 教育機関の敷地を決定すること。
- (6) 委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (7) 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見申し出に関すること。
- (8) 委員会に属する諮問機関、補助機関の委員の任命又は委嘱に関すること。
- (9) 教育機関の職員の研修方針を定めること。
- (10) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (11) 教科用図書の採択に関すること。
- (12) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること。
- (13) その他委員会において必要と認めること。

○教育委員会議の開催状況

回・期日	付 議 案 件 等
令和5年 第4回定例会 4月26日(水)	(報告) ・新型コロナウイルス感染症対応について ・令和5年度深川市生徒指導カウンセラーの委嘱について ・令和5年度深川市スクールカウンセラーの任命について ・令和5年度深川市スクールソーシャルワーカーの任命について ・学校運営協議会委員の解任・任命について ・学校会計年度任用職員の任用について ・深川市社会教育委員の解嘱・委嘱について ・深川市青少年問題協議会委員の解任・任命について ・深川市合宿招致促進助成金交付要綱の制定について (議案) ・令和5年度深川市奨学生の選定について ・令和5年度深川市特別支援教育推進委員会委員の解嘱・委嘱について ・深川市学校支援地域本部事業推進会議委員の解嘱・委嘱について ・深川市青少年指導委員の解職・委嘱について ・令和5年度深川市社会教育事業計画について ・教職員の人事について ・深川市教育委員会事務局職員の人事異動について
第5回定例会 5月26日(金)	(報告) ・新型コロナウイルス感染症対応について ・令和5年度深川市一般会計教育費補正予算の要求について ・児童生徒数及び学級数について ・深川市の文化財に関する補助金交付要綱について ・深川市青少年問題協議会委員の解任・任命について (議案) ・深川市青少年指導委員の解嘱について ・令和5年度教職員の人事異動について ・深川市立学校医の解嘱・委嘱について
第6回定例会 6月28日(水)	(報告) ・学校会計年度任用職員の任用について ・深川市会計年度任用職員の任命について ・深川市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱の制定について (議案) ・令和5年度深川市一般会計教育費補正予算の要求について ・深川市青少年問題協議会委員の任命について ・深川市学校支援地域本部事業推進会議委員の解嘱・委嘱について ・令和5年度教職員の人事について

<p>第7回定例会 7月26日(水)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食費滞納状況について ・深川市青少年問題協議会委員の任命について ・中学校体育大会参加助成金交付基準の改正について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川市会計年度任用職員の任命について ・令和5年度教職員の人事異動について ・ICTスクールサポーターの任命について
<p>第8回定例会 8月22日(火)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校会計年度任用職員の任用について ・深川市会計年度任用職員の任命について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人事異動について ・深川市社会教育委員の委嘱について ・深川市スポーツ推進委員の委嘱について ・令和6年度使用小・中学校用教科用図書の採択について ・令和5年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への掲載について ・深川市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
<p>第9回定例会 9月27日(水)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川市私立幼稚園副食費等支援事業実施要項の制定について ・深川市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金(私立幼稚園)交付要綱の制定について ・令和5年度深川市一般会計教育費補正予算の要求について ・学校会計年度任用職員の任用・解任について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川市教育委員会職員の服務に関する規則の一部を改正する規則について ・教職員の人事異動について ・深川市教育委員会事務局職員の人事異動について
<p>第2回臨時会 10月17日(火)</p>	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校職員の処分内申について
<p>第10回定例会 10月26日(木)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川市学校改善プランについて <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川市総合運動公園体育施設の開設期間について ・深川市青少年指導委員の委嘱について ・令和5年度深川市スポーツ賞受賞者について

<p>第3回臨時会 11月14日(火)</p>	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深川市アートホール東洲館の指定管理者候補者について ・ 深川市総合体育館及び深川市総合運動公園体育施設の指定管理者候補者について
<p>第11回定例会 11月27日(月)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北空知地域いじめ問題対策専門家会議委員の任命について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度深川市文化賞受賞者について ・ 令和5年度深川市一般会計教育費補正予算の要求について ・ 令和6年度主要施策(予算への意見)について
<p>第12回定例会 12月25日(月)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度教育予算要求の概要について ・ 学校会計年度任用職員の任用について ・ 学校職員の懲戒処分について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度全国体力学習・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への掲載について ・ 教職員の人事について ・ 深川市教育委員会事務局職員の人事異動について <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業期間の取扱いについて
<p>令和6年 第1回定例会 1月29日(月)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深川市生涯学習推進会議委員の解嘱について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深川市の部活動の在り方に関する方針の改定について ・ 深川市文化・スポーツ振興事業派遣助成要綱を廃止する訓令について ・ 深川市文化・スポーツ振興事業派遣助成金交付要綱の制定について
<p>第2回定例会 2月19日(月)</p>	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度深川市一般会計教育費予算について ・ 深川市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について ・ 法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることの専決処分の報告について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度深川市一般会計教育費補正予算の要求について ・ 令和6年度教育行政方針について ・ 令和6年度教職員(校長・教頭)の人事異動について <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校教職員に係る時間外在校等時間の公表について

第3回定例会 3月22日(金)	(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度深川市一般会計教育費補正予算の要求について(議案) ・ 深川市適応指導教室設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について ・ 深川市合宿招致促進助成金交付要綱の一部を改正する訓令について ・ 令和6年度教職員の人事異動について ・ 就学援助事務取扱要領の一部を改正する訓令について ・ 深川市文化財保護委員の委嘱について ・ 深川市会計年度任用職員の任命について ・ 深川市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について ・ 学校職員の処分内申について
第1回臨時会 3月28日(木)	(議案) <ul style="list-style-type: none"> ・ 深川市教育委員会事務局職員の人事異動について ・ 深川市会計年度任用職員の任命について

2. 法規・規則等の制定状況

令和5年度に制定された教育委員会規則の数は3、訓令は2です。なお、法規・規則等の制定状況は次のとおりです。

(1) 規則

番号	題名	公布年月日	施行年月日
(5年) 6	深川市教育委員会職員の服務に関する規則の一部を改正する規則	5. 9. 27	5. 10. 10
(6年) 1	深川市適応指導教室設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則	6. 3. 22	6. 4. 1
2	深川市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則	6. 3. 22	6. 4. 1

(2) 訓令

番号	題名	公布年月日	施行年月日
(6年) 1	深川市文化・スポーツ振興事業派遣助成要綱を廃止する訓令	6. 1. 29	6. 4. 1
2	深川市就学援助事務取扱要領の一部を改正する訓令	6. 3. 22	6. 3. 22

Ⅲ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1. 点検及び評価の実施方針

深川市教育委員会では、次の方針に基づき、点検及び評価を実施することと
しています。

(1) 趣旨

ア 深川市教育委員会は、毎年、管理・執行した事務事業の取組状況について点
検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的
な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを深川市議会に提出す
るとともに、公表することにより、市民に対する行政の透明性の確保と説明
責任を果たし、教育行政への理解を図ります。

(2) 実施方法

ア 毎年第1回深川市議会定例会において示す、「教育行政方針」に掲げる主
要施策の推進に基づき実施する事務事業の点検及び評価を行います。

イ 点検及び評価は、前年度の事務事業の実施状況を総括するとともに、課題
や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施します。

ウ 点検及び評価における第一次点検評価として、教育委員会事務局各課職員
は、所管した事務事業について「事務事業点検評価シート」により、「推進
項目」・「所管課係名」・「事務事業名」・「開始年度」・「見直予定（終
了）年度」・「年度目標（目的）」・「内容（実績）」・「予算・決算額」・
「項目別点検評価（達成度・効果度）」・「問題点（課題）」・「改善策」を
記入し、自らが次の基準により点検及び評価を行います。

評価記号	評 価	評価基準
A	順調である	<ul style="list-style-type: none">・効果的で優れた取組を行った・目標の達成に向けて大きな成果を上げた・事務事業として大きな成果を上げた・問題点や課題がない
B	おおむね順 調である	<ul style="list-style-type: none">・効果的な取組を行った・目標の達成に向けて一定の成果を上げた・事務事業として一定の成果を上げた・大きな問題点や課題がない
C	一部困難な 問題点（課 題）がある	<ul style="list-style-type: none">・取組を行った・目標の達成に向けて多少の成果を上げた・事務事業として多少の成果を上げた・問題点や課題がある
D	困難な問題 点（課題）が ある	<ul style="list-style-type: none">・取組を行わなかった・取組を行ったが目標の達成に向けて成果は上が らなかった・事務事業として成果は上がらなかった・大きな問題点や課題が残った

エ 点検及び評価における第二次点検評価として、教育委員会事務局の部課長職により、全市的かつ経営的観点等を踏まえ、統一的な客観的判断により第一次点検評価の再評価を行います。

オ 第二次点検評価の客観性の確保を図るため、教育行政点検評価者から、第二次点検評価結果について意見を聴取します。

カ 教育委員会は、アからオまでによって点検及び評価した結果並びに教育行政点検評価者からの意見を踏まえ、明らかにされた問題点や課題に対する具体的な改善内容を見出し、今後の方向性を検討するとともに、教育委員会がめざす方針に沿って事務事業が管理・執行されているかを「達成度」や「効果度」に着目して次の基準により「総合評価」を行います。

評価記号	総合評価
①	充実・拡大
②	現状維持（見直し含む）
③	統合・代替
④	移管・縮小
⑤	休止・廃止・完了

（3）教育に関する有識者の知見の活用

ア 教育委員会は、教育に関する有識者の知見の活用を図るため、教育行政点検評価者を置きます。

イ 教育行政点検評価者は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が依頼します。

（4）報告及び公表

教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を『深川市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書』として深川市議会へ提出し、その後、深川市ホームページ及び広報ふかがわに掲載するとともに、市の主な公共施設に報告書を置き、閲覧できるよう公表します。

（5）点検及び評価結果の活用

教育委員会は、点検及び評価の結果、さらに公表後に寄せられる市民からの意見を次年度以降の教育行政方針の策定と、それに基づき実施する事務事業の改善等に活用します。

2. 点検及び評価の結果一覧

令和5年度の「教育行政方針」に掲げる主要施策の推進に基づき実施した事務事業の内、主たる10の事務事業を点検及び評価対象事業としました。なお、最終の「R5事務事業点検評価シート」は、巻末のとおりです。

推進項目	所管	事務事業		評価		
				達成度	効果度	総合
学校教育の充実	学務課	1	学習サポートプログラム事業	B	A	②
		2	適応指導教室設置	B	A	②
		3	深川市特別支援教育推進委員会運営	B	A	②
		4	公立高等学校の魅力づくり事業	B	B	②
社会教育の充実	生涯学習スポーツ課	5	学校支援地域本部事業	A	A	②
		6	生涯学習出前講座	A	A	②
		7	市民公開講座	A	A	②
文化スポーツの振興		8	文化振興事業	A	A	②
		9	体育振興事業	A	A	②
		10	スポーツ合宿招致	A	A	②

3. 点検及び評価結果の集計

令和5年度事務事業の点検及び評価の集計結果は、下記のとおりです。

(1) 達成度評価

	A	B	C	D
件数	6	4	0	0
構成比(%)	60.0	40.0	0	0

A: 順調である B: おおむね順調である C: 一部困難な問題点(課題)がある
D: 困難な問題点(課題)がある

(2) 効果度評価

	A	B	C	D
件数	9	1	0	0
構成比(%)	90.0	10.0	0	0

A: 順調である B: おおむね順調である C: 一部困難な問題点(課題)がある
D: 困難な問題点(課題)がある

(3) 総合評価

	①	②	③	④	⑤
件数	0	10	0	0	0
構成比(%)	0	100	0	0	0

①: 充実・拡大 ②: 現状維持(見直し含む) ③: 統合・代替 ④: 移管・縮小
⑤: 休止・廃止・完了

IV 教育行政点検評価者の意見

令和5年度深川市教育委員会の活動状況に関する点検評価結果への意見

深川市教育委員会教育行政点検評価者
元空知管内中学校長 土井 洋次

○教育行政点検評価委員の意見書作成にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の定めにより、令和5年度の深川市教育行政方針により実施された推進項目3項目10事務事業について意見を述べさせていただきます。

意見書の作成にあたっては、令和5年度深川市教育行政方針及び令和5年度事務事業点検評価の結果に基づき意見を述べます。

1 教育委員会の活動状況について

先行きが不透明で予測困難な現代社会を迎え、教育行政においても先例のない変化に対応すべく、多くの困難や課題があったことと察します。そして、このような状況下でも点検評価結果から教育委員会の着実な取り組みが見られ、達成度及び効果について評価すべき結果を確認しました。これからも不安定な社会情勢が続くものと推察しますが、教育行政の更なる充実と発展を大いに期待します。

2 学校教育の充実について

揺れ動く社会情勢の中、学校教育には「持続可能な社会の創り手」として多様な見方や考え方をもち、変化を前向きに捉え、自ら課題を見つけ、多様な人々と協働して解決できる子どもの育成が求められています。また、これまでの日本の学校教育の良さを更に発展させ、働き方改革やICTの活用により、新学習指導要領の着実な実施を図り「令和の日本型学校教育」を実現しなければなりません。本市の教育委員会事務事業が、概ね円滑に実施されていることは教育委員会及び事務局の取り組みの成果と判断します。これからも日常の業務において、絶えず評価項目と観点をおさえつつ充実した事業展開を望みます。

(1) 学習サポートプログラム事業について

児童生徒が自ら意欲的に学びの場に参加し、確かな学力を高めることを目標とする学習会は、本事業の柱のひとつとなっています。参加率は小学校が微減、中学校がかなり向上しました。中学校の参加率の向上については、塾講師による指導が行われたことが要因になったものと考えられます。事後の参加児童生徒・保護者のアンケートでは、学習意欲の向上につながる回答を得ており、事業効果と判断できます。また、小学校学習会における中学生ボランティアの成果が確認されており、今後の発展が期待されます。数年来の課題である「講師の確保」については、人材発掘の難しさがありますが更なる検討を進めてください。

(2) 適応指導教室設置について

不登校の児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立のため、多様な指導支援を行う「学びの場」として教室が設置されています。年々児童生徒数が増える中にもあっても室長と2名の指導員により、保護者とも連携を図りながら、日々献身的な指導がなされています。一方で、希望する全ての児童生徒の受け入れが困難な状況となった場合においても、子どもに対する教育は保障しなければなりません。早急な対応・対策が必要であるため、教育環境の検討を強く希望します。

(3) 深川市特別支援教育推進委員会運営について

特別支援教育については、すべての学校が子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の場を提供し、自立や社会参加に向けた教育を進めていくことが重要です。特別支援教育推進委員会は、教育委員会の諮問に応じて、教育措置に関する意見を答申することや、特別支援教育に関する教員への研修を実施しています。ここ数年、審議対象児童生徒数が増加している中、適切に教育措置への意見を答申しています。課題としては、教育相談を担当する委員（教員）の業務量の増加や、専門職によるコーディネーターの確保などがあるため、人材の確保を含めた体制の検討が必要と考えます。

(4) 公立高等学校の魅力づくり事業について

地域の未来を担う人材の育成や子どもたちの進路選択の場として、深川西高校と深川東高校の両校存続は本市にとって重要です。そのため、入学者確保に向けた両校の魅力づくりの支援は不可欠です。本年度の入学者数は、2校とも前年度を下回り目標に届きませんでした。今後も少子化が進み中学卒業者数が減少していく中で「魅力ある学校づくり」を進めるためには、これまで以上に両校と連携し、支援内容の工夫改善に努める必要があります。また、北空知の自治体に対する事業理解も一層図り、入学者増を目指し努力する必要があります。

3 社会教育の充実について

市民一人ひとりが充実した人生を送るため、生涯のいつでもどこでも、自由に学習機会を選択し、楽しく学び、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。令和4年度に策定した「第10次深川市社会教育中期計画」等に基づき、計画的かつ効果的な社会教育、文化・スポーツ事業に取り組み、各種事業の更なる発展を期待します。

(1) 学校支援地域本部事業について

本事業は学校と地域の連携を強化し、地域全体で学校を支援する体制を構築し、多様な体験学習を通して総合的な教育力の向上を目的にしています。そのため、地域の教育力や教育資源を大いに活用する学校教育が求められます。今年度は、多くの地域ボランティアの協力により、多様な体験活動が展開され充実した学校支援が図られています。それとともに「地域の子どもは地域で育てる」という意識づくりにも繋がっています。一方でボランティア人材の高齢化が見られるため、新たな協力者の発掘が必要と考えます。

(2) 生涯学習出前講座について

地域団体主催の研修会に市職員を講師として派遣し、専門的知識を活かした講話や実技等の講座を開いています。開催回数や参加者数はコロナ渦前の水準に回復し、内容も好評を得ています。市にとっても市民と接することで施策ニーズを把握する場になっており意義があります。今後は、受講者の要望等を参考にした新メニューの検討や見直しを進めるなど、内容の充実を期待します。

(3) 市民公開講座について

拓殖大学北海道短期大学の協力を得て実施している本事業は、市民の貴重な学びの機会であり教養講座として大変価値があります。受講者の感想も好評であり、学びの場の広がりや学びの意欲化に繋がっています。しかし、参加者は60歳以上が約6割を占め参加者数も減少傾向にあります。今後は、若い世代にも興味関心を喚起するような講座内容の検討や、講座案内の工夫も必要です。大学ともよく連携し事業の発展を期待します。

4 文化・スポーツの振興について

市民が心豊かで健やかな人生を送るためには芸術・文化活動やスポーツが重要です。深川市のすべての老若男女が豊かな人間性と健康的な身体を育むことができるよう文化・スポーツの振興の充実を期待します。

(1) 文化振興事業について

心豊かな人間性をはぐくみ、教養を涵養することを目的とする本事業は、芸術・文化の発表・鑑賞機会を設け、市民の文化活動や創造活動を支援しています。コロナ渦の活動自粛がなくなり、文化総合芸術祭と室内楽の夕べについては、多くの市民が参加し大いに文化に触れました。課題として文化連盟加盟団体会員の高齢化により、活動継続に支障を来す団体も出てきているため、新しい芸術・文化活動団体の掘り起こしや支援も必要であると考えます。

(2) 体育振興事業について

市民のスポーツ参加を促進し健康増進を目的とする本事業は、子どもから高齢者まで幅広く生きがいや健康をもたらすものとなっています。あらゆる世代が気軽に参加できる市民参加型イベントが複数回開催されており、事業目的が果たされているとともに、助成事業や交付金等により、スポーツ活動の促進と健康増進が図られました。今後も引き続き内容の充実を期待します。

(3) スポーツ合宿招致について

スポーツ合宿を通じ活力あるまちづくりと地域経済の活性化を目的としている本事業は、今年度も積極的な合宿誘致を進め、大幅な受け入れ増となったことで地域経済の活性化が図られました。課題としては、宿泊施設の不足、競技施設の老朽化、冬季合宿の掘り起こし、文化活動の合宿誘致などがありますが「合宿のまち深川」として、より一層の発展を期待します。

資料1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

[昭和31年6月30日法律第162号]

最終改正:平成30年6月8日法律第42号

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

資料2

令和5年度教育行政方針

I はじめに

令和5年第1回深川市議会定例会の開会にあたり、教育行政の執行に関する主な方針について申し上げます。

現代は先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代として、その特徴である変動性・不確実性・複雑性・曖昧性の頭文字をとったVUCA（ブーカ）の時代と呼ばれ、社会で求められる能力が適宜変化する世の中になっております。

このような時代の中で、学校教育には「持続可能な社会の作り手」として多様な見方・考え方を大切にし、変化を前向きに受け止め、主体的に課題を見つけ、多様な人々と協働して解決できる子どもの育成が求められており、国は、その実現に向けてこれまでの日本型学校教育の良さを受け継ぎながら更に発展させ、働き方改革とICTを活用した新学習指導要領を着実に実施するために「令和の日本型学校教育」の実現を掲げています。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までも含めて幸福や生きがいをとらえる「ウェルビーイング」の考え方が重視されてきており、人生100年時代にあって、市民が心豊かで健やかな人生を送るため、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活躍できるよう、学校教育だけではなく生涯学習・社会教育を通じてウェルビーイングの向上を図っていくことが求められております。

こうした認識を踏まえつつ、ポストコロナの下での本市の学校教育と生涯を通じた社会教育の推進に向けて、「第6次深川市総合計画」「深川市教育大綱」「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、令和5年度における教育行政の執行に臨む基本姿勢を申し上げます。

第一に、「学校教育の推進」についてであります。

これまでも、深川市学校教育振興計画に掲げる4つの基本目標である、

- (1) 確かな学力を育成し、社会での自立に必要な基礎を育む教育の推進
- (2) 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進
- (3) 家庭や地域に信頼される学校づくりの推進
- (4) 安心して学び、安全に過ごすことのできる機能的な教育環境の整備

について取り組みを行っており、引き続きこれらを着実に実行してまいります。また、現行の「深川市学校教育振興計画」が、最終年度を迎えることから、令和6年度からの新たな計画を策定してまいります。

第二に、「生涯学習の推進」についてであります。

市民一人ひとりが充実した人生を送るため、生涯のいつでもどこでも、自由に学習の機会を選択して楽しく学び、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現が求められていることから、令和4年度に策定する「第10次社会教育中期計画」等に

基づき、計画的かつ効果的な社会教育、文化・スポーツ事業に取り組んでまいります。

II 主要施策の推進

次に、教育行政の推進に係る主要施策について申し上げます。

<学校教育の充実>

はじめに、学校教育の充実についてであります。

確かな学力の育成については、学力を確実に定着できるよう、「全国学力・学習状況調査」等の分析により、教育委員会と学校が連携して作成する「学校改善プラン」に基づき、各学校において教育活動を実践するとともに、デジタルドリルの導入により、個別最適な学習環境の整備についても進めてまいります。また、地域のボランティアの協力をいただきながら実施する「学習サポートプログラム事業」については、地域・学校・教育委員会が連携した取り組みを継続してまいります。

読書活動については、子どもたちの読書習慣の定着を図るため、学校司書を配置し、授業における図書の利用や、児童生徒が図書に興味・関心を持つきっかけをつくるとともに、市立図書館と連携して朝読書や家読を推進することで、本市の課題であります「読書時間」の増加や「読む力」の向上に努めてまいります。

英語教育については、英語で日常的なコミュニケーションを行うことができる力を身に付けられるよう、小学校の3年生及び4年生の「外国語活動」、5年生及び6年生の「外国語科」に2人の外国人英語指導助手を配置するとともに、外国語指導の加配教諭の利用を図ります。また、中学校においても、1人の外国人英語指導助手を配置することで、英語教育を推進してまいります。

キャリア教育については、社会的・職業的自立に向け、自己肯定感を高め、社会の中で自分の役割を見いだせるようキャリアパスポートを活用して推進してまいります。

悩みを抱える子どもや保護者への支援については、「スクールカウンセラー」と「スクールソーシャルワーカー」の配置や電話による相談窓口である「子どもと親の相談室」の設置により、多様化する子どもやその保護者の悩みに寄り添い、心理面からのサポートや学校及び関係機関と連携した体制づくりなどにより、問題の解決に向け対応してまいります。また、様々な原因で学校に行けない児童生徒に対しては、適応指導教室「しらかば」に専任指導員を配置し、子どもたちの基礎学力の補てんや基本的な生活習慣の改善に向け、学校と連携を図りながら、社会的に自立していける力の育成及び学校復帰に向けた支援を行うとともに、中学校においては当該生徒を対象にしたサテライト教室などを設置し、当該生徒への支援体制を整えてまいります。

いじめは、どの学校においても生じうることを認識し、「深川市いじめ防止対策基本方針」及び各学校が定めた「いじめ防止対策方針」に基づき、未然防止・早期発見に努め、さらに「北空知地域いじめ問題対策専門家会議」と連携して適切な対応に努めてまいります。また、いじめを未然に防止するために、お互いを思いやる豊かな心を

育成するとともに、お互いを尊重し合い、よりよい人間関係を築ける集団づくりをすすめて参ります。

健やかな体の育成については、社会を生き抜く力の土台となる人間の活動の根源でありますので、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、各学校の実態に即した体力向上や運動に親しむ機会の拡充に取り組んでまいります。また、学校保健においては、子どもたちの健やかな成長はもとより、将来においても健康な人生を送るための望ましい知識・習慣を身につける保健教育の推進に取り組めます。

学校給食においては、給食費の段階的な無償化を進めることとし、令和5年度は全児童生徒を対象に年額の約3分の1となる、4月から7月までの期間を無償とし、保護者の負担軽減を図ってまいります。また、栄養教諭を中心に北空知圏学校給食組合と連携し、地元農産物を使用することで、地元の農業への理解を深め、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるなどの「食育」を推進してまいります。

子どもたちの安全・安心の確保については、防災教育や交通安全教育の充実を図るとともに、深川市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関による通学路の点検や交通安全対策を行うなど、社会全体で子どもの安全を守るため、家庭・地域の協力を得ながら、安全・安心な教育環境の整備を進めてまいります。また、学校・家庭・地域が緊密な連携を図り、未来を担う深川の子どもたちを地域全体で育てていくことが大切であることから、地域と一体となって子どもたちを育む「コミュニティ・スクール」の制度を活用して「地域とともにある学校づくり」に向けた取り組みを進めてまいります。

教職員の指導力の向上については、多様化かつ複雑化する諸課題へ対応するため、専門性と実践力を備えた教職員の育成が必要であり、学び続ける情熱と向上心に満ちた教員が求められていることから、教育推進校による授業改善の研究とその成果の市内での展開、教職員の研修機会の充実などに取り組んでまいります。

学校間連携については、中学校区内の小中学校間、また、小学校と中学校における交流や共同学習などを通じて、子どもたちの社会性を培い、小学校から中学校への円滑な接続にもつながるような取り組みを進めてまいります。

特別支援教育については、障がいのある子どもも障がいのない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の場を提供し、自立や社会参加に向けた教育を進められるよう指導や支援を行ってまいります。また、深川小学校と深川中学校に開設している通級指導教室については、ことばや発達などに課題を抱える児童・生徒が、自身の持つ能力を十分に発揮できるよう支援を行ってまいります。

学校の施設整備については、熱中症対策及び換気対策として、空調設備(エアコン)を4年計画の2年次目として、深川小学校及び北新小学校の普通教室、保健室及び職

員室に設置します。また、ICTを活用した学習環境の整備として、小学校における電子黒板を順次整備するとともに、全校で使用できる授業支援システムの導入を図り、ICTの活用を更に進めてまいります。

市内公立高等学校への支援については、地域の未来を担う人材を育成している深川西高校と深川東高校は、本市にとってかけがえのない存在であることから、引き続き、それぞれの高校の魅力ある取り組みを支援するとともに、市が両校に行っている支援事業や高校の魅力について、市内と北空知管内の児童・生徒及び保護者等に向けた情報発信を行ってまいります。また、両校が市内の児童・生徒にとって身近に感じられるよう、市内小・中学校との連携事業等を継続して実施してまいります。

<社会教育の充実>

次に、社会教育の充実についてであります。

市民の自主的・主体的な学習活動の促進については、拓殖大学北海道短期大学の協力を得て実施している「市民公開講座」など、魅力ある事業を継続して実施してまいります。また、市民の多様な学習活動実践の場となる各社会教育施設については、適切な維持管理に取り組んでまいります。

複合施設として整備することとなった中央公民館については、関係機関・団体などから意見を伺う機会を設けながら、具体的な整備内容などについて検討を進めてまいります。

次代を担う青少年の健全育成については、家庭教育の充実と異世代間や地域の人たちと交流する機会が必要なことから、学校・家庭・地域が連携した「家庭教育・学社融合推進事業」や、地域の豊かな社会資源を活用した「土曜日の教育支援体制等構築事業」などを実施してまいります。また、「生き生きスポット」の開設など、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや、青少年指導委員による地域巡回指導、少年相談窓口の設置など、子どもの健やかな成長をサポートするための取り組みを引き続き推進してまいります。

さらに、基本的な生活習慣の乱れが、子どもたちの健やかな成長を阻害する要因の一つとされていることから、規則正しい生活が送れるよう「早寝早起き朝ごはん運動」や「ノーゲームデー」の取り組みを推進してまいります。

子どもたちの自主性やリーダーシップの醸成については、学校や地域の枠を越えた交流や活動の機会として、リーダー養成事業や、子どもたち自らが企画運営する事業など、学校・家庭・地域社会と連携し地域社会で実践できる場の提供に取り組んでまいります。

<文化・スポーツの振興>

次に、文化・スポーツの振興についてであります。

芸術文化活動については、優れた芸術に触れる機会の創出に向け「み・らい」や「生

きがい文化センター」など、その活動の拠点となる施設の指定管理者とも連携し推進するとともに、市内の各種文化・芸術施設が、学校の授業や各種社会教育活動で活用されるよう、適切な管理と周知活動に取り組んでまいります。

このうち、著名な芸術家を招聘して行う「アウトリーチ事業」は、芸術文化活動への関心を高める貴重な機会となることから、引き続き全ての小中学校において実施してまいります。また、世界的な書家である小川東洲氏の一周忌に合わせて、「アートホール東洲館」において「小川東洲回顧展」を開催してまいります。

文化財の保護維持管理については、令和4年度に整備した「国指定史跡 音江環状列石」のPR活動や、指定有形文化財である「芽生神社」、「旧鷺田農場事務所」の案内看板修繕等を実施するとともに、他の有形・無形文化財の保存と活用についても、文化財保護委員と連携して取り組んでまいります。また、創設から120周年の節目を迎えた「猩々獅子五段くずし舞」記念事業開催に対する助成を行い、指定無形文化財の保存継承のための支援に取り組んでまいります。

各種スポーツ事業については、誰もが気軽にスポーツや健康づくりに親しめるよう、スポーツ推進委員や各関係機関・団体等と連携を図るとともに、企業版ふるさと納税などを活用した、特徴あるスポーツイベントの実施に取り組んでまいります。

市内にある各種スポーツ施設については、積極的な周知活動を行い、市民の健康増進と市外からの流入人口の増を図るとともに、計画的な改修・整備と、適切な管理に取り組んでまいります。

市民の主体的なスポーツ・芸術文化活動の推進については、市民自らが優れた芸術文化事業や、各種スポーツ大会を招致・運営したり、文化・スポーツの分野で全国・全道大会に出場する市民に対する支援を引き続き実施してまいります。

本市の重要施策の一つであるスポーツ・文化の各種合宿招致活動については、活力あるまちづくりに資するよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

Ⅲ 終わりに

以上、令和5年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げましたが、教育の振興に向けた取り組みを強化し、市民の皆様とともに創意工夫をするなかで、学校教育、社会教育全体の一層の充実に向けて取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導ご鞭撻と、市民のみなさんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。